



トラック運送事業者の皆様へのお知らせ

**保有車両数が5両未満の営業所でも
運行管理者の選任が必要となります！**

1. 最低限選任しなければならない運行管理者の人数は、営業所の保有車両数ごとに定められておりますが、その選任数が下表のとおり変更されることとなります。

適用時点		平成25年4月30日以前	平成25年5月1日以降
保有車両数	5両未満	0人	1人
	5両以上 30両未満	1人	2人
	30両以上 60両未満	2人	3人
	60両以上 90両未満	3人	3人
	⋮	⋮	⋮

2. 運行管理者選任の期限について
 現在、運行管理者の選任義務がない保有車両数が5両未満である営業所では、以下の期限日までに、運行管理者資格者証の交付を受けている方の中から、運行管理者を選任する必要があります。(選任に向けた手続きは裏面をご覧ください。)

①平成25年3月29日以降に5両未満への減車（5両→4両等）が行われる営業所
 → 平成25年4月30日まで

②平成25年3月28日時点で保有車両数が5両未満となっている営業所
 → 平成26年4月30日まで

上記の期限日を過ぎても、運行管理者の選任が確認できなかった場合は、法令に基づき、行政処分の対象となりますので、十分にご注意願います。

(注1) 専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所については、保有車両数が5両未満である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。

3. 運行管理者の選任にあたって必要な手続きについて

運行管理者を選任していただくには、原則、以下の手続きを行っていただく必要がありますので、よくお読みください。

①運行管理者になろうとする方が、運行管理者試験の受験の申し込みを行ってください。試験は年2回実施されます。

※運行管理者試験を受験するためには、運行管理に関する基礎講習を受講するなどの一定の要件を満たしている必要があります。

②試験を受験し、合格された方は、管轄の運輸支局に対して、運行管理者資格者証の交付申請を行い、交付を受けてください。

③運行管理者資格者証の交付を受けている方の中から運行管理者を選任したうえで、管轄の運輸支局に、選任届出を提出してください。

※運行管理者を選任した場合は、法令により、遅滞なく、管轄の運輸支局長に対して、運行管理者の選任届出を行うことが義務付けられています。

(注2) 既に必要な運行管理者を選任し、届出している場合には、制度改正に伴う新たな手続きは不要です。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

近畿運輸局和歌山運輸支局

輸送・監査部門

電話：073-422-2138

検査・整備・保安部門

電話：073-422-2153